

第6回専門部会 論点整理

1. 家庭復帰等について

(1) 家庭復帰について

- ・3つの次元を念頭に家庭復帰を考えていく必要がある。
 - ①文字どおりの家庭復帰－慎重なアセスメントの上で進める
 - ②子供の心の中での家族再統合一心の中で親との関係の整理
 - ③帰れない子に家庭養護を経験してもらう
- ・親支援というのを充実していくかないと、家庭復帰は難しい
 - ①施設等への宿泊による親子支援
 - ②児童相談所の親子再統合事業の充実
- ・親に精神障害等がある場合には、親の支援も必要となるが、現状では関係機関との連携が十分でない
- ・児童養護施設の入所率は高く、重篤なケースが多く入所するという傾向がある。そのため、家庭復帰も難しい。いろんな施設が利用されて、重篤になる前にいろいろな施設で、支援されることが必要。
- ・乳児院においても、家庭復帰の件数は、全国的に減少傾向にある。いかに高めていくかが課題。
⇒年齢が大きくなればなると、病虚弱の率も高くなるなど家庭復帰率はかなり低くなる。
- ・家庭復帰計画の進行管理及び達成状況の検証が必要
- ・自立支援計画の作成において、子供への意見というのも聞く工夫も必要（家族関係の再構築）
- ・施設と児童相談所、あるいはその他の関係機関とのコミュニケーションの再構築が必要
- ・家庭復帰後に親が安心して地域で相談支援を受けられるよう、家庭復帰前の親も含めた地域関係者の連絡会議の開催
- ・家庭復帰後の継続的な支援も重要
- ・家庭復帰後の家族・子供の状況、児童相談所等の関わりなどについての調査・分析が必要

(2) 母子生活支援施設について

- ・課題を整理したうえで、利用方法を検討すべき
 - ①家庭復帰ということを見据えての母子生活支援施設の利用
⇒児童養護施設の入所中の子供も対象としたひとつの家庭復帰プログラム
・・・職員の支援がある中で親子の生活を見守り、親子関係を調整・再統合
 - ②虐待をさらに深刻化させないために、母子生活支援施設という利用
⇒親子分離か在宅かではない第3の道

乳児院運営指針(2) 子どもの年齢等

- ・乳児院は、原則として乳児(1歳未満)を入所させて養育する施設であるが、実際には2歳あるいは3歳まで入所していることも多く、低年齢児を養育するというところに特色がある。特に乳児の保護は常に生命の危険をはらんでおり、緊急かつ突発的に行われることが多い。
- ・平成16年の児童福祉法改正により、「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由による特に必要のある場合」には就学前までの入所が可能となった。乳児院の在所期間の半数が6か月未満と短期であるが、長期在籍となる3歳以上の子どものほとんどは重い障害のある子どもやきょうだいが同じ施設にいる子どもなど保育看護の環境が必要な子どもである。

2. 一時保護等について

(1) 一時保護（委託）について

- ・子供を大切にするという視点から、重篤なケースになる前の、介入保護ということも必要
- ・行動観察というのがその後のアセスメントにつながる。子供の心の整理等も含めて、一時保護所の役割は、重要
⇒一時保護委託ではなくて、一時保護所で対応できるような体制が必要
⇒密なケアをしていく方針を立てていく上で、非常に重要
- ・現在の一時保護所の入所状況では、セーフティネットとしての機能を果たせていない。
- ・児童養護施設での一時保護委託を検討するには、十分な時間が必要
⇒ショートスティでの対応も視野に入れるべき
- ・子供の意向を重視しながらできる委託一時保護というものを制度的に用意しておく必要
⇒委託一時保護中の就学（転校しない）や子供が慣れ親しんだところでの保護が可能
- ・治療指導課によるある特定のニーズを持った子供への宿泊を伴う一時保護は、評価すべき取組。
- ・自傷、他害の激しい、あるいは強度行動障害の子供さん等の緊急保護などの一時保護委託の仕組みを構築

- ・乳児院の緊急一時保護の場合は、情報が限られている。生命につながることであり、現場では非常に神経を使っている
⇒小児科医等の専門家の診察を受けられるよう、協力病院の検討をしてほしい

(2) 外部評価等について

- ・苦情解決の仕組みは、しっかりとした手続のもとに行われていることが必要。
- ・一時保護所には、一定の秘密性というのが大切だが、説明責任を担保していく必要もある。外部評価は、ぜひ実施すべき。
- ・外部評価には、子供の意見表明が必要
- ・外部評価だけで、現在の一時保護所での困難性には対応しきれない。さらなる検討は必要。